

盛岡広域振興局長告示第40号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和5年9月22日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

1 訪問介護

介護保険事業所番号	開設者の名称又は氏名	施設の名称	施設の所在地	廃止年月日
0372101576	株式会社楓	ヘルパーステーション楓	滝沢市鶴飼下高柳15番地1	令和5年9月30日

2 訪問看護

介護保険事業所番号	開設者の名称又は氏名	施設の名称	施設の所在地	廃止年月日
0361690050	株式会社楓	訪問看護ステーション楓	滝沢市鶴飼下高柳15番地1	令和5年9月30日